



「おいしい」は食べものだけじゃない！  
やおつのいいものみーつけた！

## 令和7年度「おいしい八百津推奨品」募集

### 「おいしい八百津推奨品」とは？

八百津町の風土と歴史に育まれた本町の価値を高める地元産品を厳選。  
「おいしい八百津推奨品」として認定し、地域内外へ広くPRしていきます。  
食べて「おいしい」、見て「おいしい」、感じて「おいしい」、あなたの「おいしい」自慢の  
商品を「おいしい八百津推奨品」に応募してみませんか？

工芸品の応募  
も大歓迎！



### 「おいしい八百津推奨品」認定の4つのメリット！

- 認定マークを利用した信頼性向上と販売促進  
認定証を使用し、SNSや商品パッケージなどに、幅広く活用  
認定事業者の店頭、各イベント等に掲示する「オリジナルのぼり」を配布
- ふるさと納税の返礼品  
ふるさと納税の八百津町返礼品として、取り扱うことができます
- イベント出店などを優先的にご案内  
観光物産展イベントへの出店を優先的にご案内  
商談会などの開催のご案内
- パンフレットやメディアへの掲載  
八百津町が制作するパンフレットやホームページ、各種広報媒体等で広くPR

令和7年度「おいしい八百津推奨品」認定数 3品(予定)

応募期限 令和7年6月30日(月) 17時 必着

こんな「おいしい」  
話はほかにないよ！



## 申請資格

農業、林業、製造業を営む個人、法人、又はこれらを営む者で組織される団体で、次の1、2に該当すること

- 1 八百津町内の生産者、又は八百津町内に主たる事業所を有する者
- 2 地方税法第5条に規定する市町村税及び個人から徴収すべき使用料、保育料、負担金等の滞納がない者

## 対象産品（商品）

- ・町内に事業所を有する者が生産、製造したもの（別表参照）
- ・販売開始から2年以内の産品、又はこれから販売を開始しようとする産品（商品）

## 申請方法

応募産品（商品）1点（応募数上限なし）につき、以下の申請書類等一式（1～5）を「八百津町役場 地域振興課 タウンプロモーション係」へ郵送、又は持参。

- 1 おいしい八百津推奨品認定申請書（様式第1号）
- 2 おいしい八百津推奨品認定調書（様式第2号）
- 3 誓約書（様式第3号）
- 4 認定を受けようとする産品の概要が分かる書類
- 5 認定を受けようとする産品の写真3枚以上  
（正面、上部及び側面から撮影した鮮明な画像）

※申請様式は「八百津町ホームページからダウンロード、もしくは八百津町役場2階 地域振興課まで（郵送対応も可）

<https://www.town.yaotsu.lg.jp/6650.htm>

## 申請先/お問合せ

八百津町役場 地域振興課 タウンプロモーション係

☎0574-43-2111（内線 2252・2257）

〒505-0392 八百津町八百津 3903-2

※個別の相談対応もいたします。

「この商品は？」「申請内容について詳しく聞きたい！」など気軽にお問合せください。

## 申請上の注意

- ・提出していただいた申請書類等は返却しません。
- ・申請者資格及び産品の要件を満たしていない場合、審査付託を行いません。
- ・表示等について、食品表示や景品表示など代表的な法令において不適切である場合は認定できない可能性があります。

## 「おいしい八百津推奨品」認定有効期限

認定を受けた推奨品の有効期限は、認定した日から起算して3年目の年度末です。

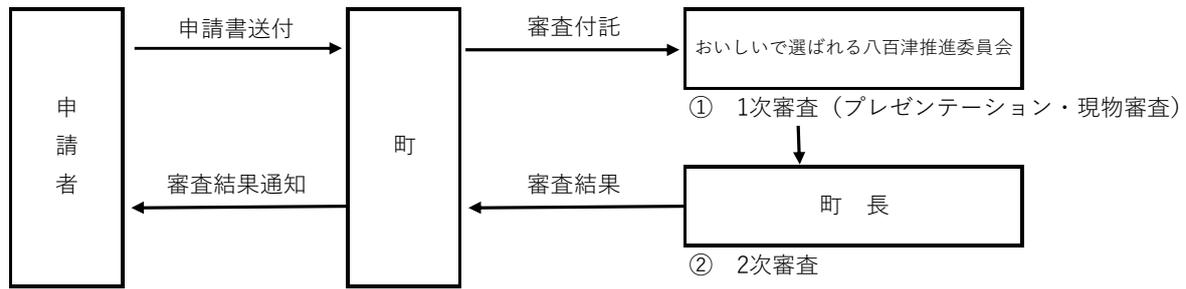
（令和7年度推奨品認定の有効期限：令和10年3月31日まで）

※引き続き認定を受けようとするときは、更新申請が必要です。

## 別表

大分類	小分類	凡例
1 飲食品類	① 飲料類	① 果汁飲料 ② 乳飲料 ③ 茶 ④ アルコール飲料類 ⑤ その他の飲料
	② 菓子類	① せんべい ② 饅頭・団子・餅菓子・その他の和菓子類 ③ パン・ケーキ・その他の洋菓子類 ④ アイスクリーム類 ⑤ その他の菓子類
	③ 加工食品類	① 味噌・醤油・酢類 ② 豆腐類 ③ 加工肉類 ④ 加工鶏卵類 ⑤ 漬物類 ⑥ 果実・野菜等加工品類 ⑦ 缶詰・瓶詰・レトルトパック類 ⑧ その他の加工食品類
	④ 料理類	① 料理類
	⑤ その他の食品類	① 麺類 ② 蜂蜜類
2 工芸品類	① 鋳物類	
	② 漆器類	
	③ 家具類	
	④ 木工品類	
	⑤ 染物・織物類	
	⑥ その他の工芸品類	
3 農林水産物類	① 野菜類	
	② 果物類	
	③ 穀物類	
	④ 花類	
	⑤ 精肉類	
	⑥ 鶏卵類	
	⑦ 林産物	
	⑧ 水産物	
	⑨ その他の農林水産物類	

## 「おいしい八百津推奨品」認定までの流れ



## 「おいしい八百津推奨品」認定基準

1 八百津町らしさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●八百津町の風土と歴史に育まれた本町ならではの魅力あるもの</li> <li>・生産、製造等に八百津町の土壌・水・気候条件・素材等の活用がなされている</li> <li>・歴史や経緯など地域に根ざした物語やエピソード、又はこだわりがある</li> <li>・町のイメージアップにつながる効果への期待がある</li> <li>・町民に支持されている、又は支持される見込みがある</li> </ul>
2 独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブランド作りに対する考え方が明確であり、他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの</li> <li>・商品特性（品質、形状、味、色など）が優れている</li> <li>・生産方式や販売方法、出荷時期などに工夫がある</li> <li>・市場取引により観光誘客や地域振興の促進につながる見込みがある</li> <li>・関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがある</li> </ul>
3 信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●品質維持・向上に関する取り組みや技術的な裏づけがあり、信頼性を確保できるもの</li> <li>・品種、生産・出荷技術、等級基準等の商品規格が統一されている</li> <li>・事業者の責任所在が明確であり、社会的信用がある</li> <li>・顧客からの苦情、要望等に対応する体制が整備されている</li> </ul>
4 市場性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●販売体制が整っているもの</li> <li>・取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャンネルを有している</li> <li>・消費者が適切に、若しくは容易に入手できる</li> </ul>
5 将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブランドへの継続した意思があり、取組や計画がある</li> <li>・八百津町ブランドの普及、認知度向上、他の事業者への波及効果が期待できる</li> <li>・長期的な事業計画が策定されている。</li> </ul>

- 必須要件
- ・食品衛生法、商標法、特許法など関係法規を遵守し、実践している。
  - ・業界での製造基準、表示基準を満たしている。
  - ・公序良俗に反するものでない。

令和3年度「おいしい八百津推奨品」



左から「純米吟醸 久田見 (満寿美屋/花盛酒造株)」  
「美濃特選だし酢 (内堀醸造株)」  
「純米大吟醸酢 (内堀醸造株)」

令和4年度「おいしい八百津推奨品」



左から「菊芋酒粕漬け (蔵元やまだ)」  
「ハニージンジャー (Lit GELATO)」  
「マスカットゼリー (佐合食品工業株式会

令和5年度「おいしい八百津推奨品」



左から「魚の育みバジル (マナの菜園)」  
「魚の育みグリーンフラフフィ (マナの菜園)」  
「久田見高原ハーブ (岩平茶園)」

令和6年度「おいしい八百津推奨品」



「蔵元やまだの甘酒 (蔵元やまだ)」